

中小企業等協同組合法に基づく浜松市長の処分に係る審査基準及び処分基準について

平成18年4月1日 制定

平成22年1月15日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 第9条の2第7項の規定による共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合が共済事業及びこれに附帯する事業以外の事業を行う場合の承認について

第9条の2第7項の規定による共済事業を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合が共済事業及びこれに附帯する事業以外の事業を行う場合の承認に係る審査基準は、同法第9条の2第8項の規定による。

(2) 第9条の2の3第1項の規定による事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可について

第9条の2の3第1項の規定による事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可に係る審査基準は、「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第106号）の施行に伴う中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の運用について（平成10年2月1日付け平成10・01・19企庁第3号）」のとおりとする。

(3) 第9条の9第4項において準用する第9条の2第7項の規定による事業協同組合連合会が共済事業及びこれに附帯する事業以外の事業を行う場合の承認について

第9条の9第5項において準用する第9条の2第7項の規定による事業協同組合連合会が共済事業及びこれに附帯する事業以外の事業を行う場合の承認に係る審査基準については、(1)を準用する。

(4) 第9条の9第5項において準用する第9条の2の3第1項の規定による事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可について

第9条の9第5項において準用する第9条の2の3第1項の規定による事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可に係る審査基準については、(2)を準用する。

(5) 第27条の2第1項の規定による事業協同組合等の設立の認可について

第27条の2第1項の規定による事業協同組合等の設立の認可に係る審査基準は、「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う組合に対する認可制度の取扱いについて（昭和30年8月25日付け30企庁第3961号）」、「中小企業等協同組合法に基く認可の

申請手続その他の事務に関する指導等について（昭和30年8月25日付け30企庁第3962号）」及び同通知に付随する設立認可等事務処理要領、並びに「事業協同小組合の設立指導について（昭和33年7月30日付け33企庁第5468号）」、「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う運用について（昭和55年9月2日付け55企庁第1324号）」、「異業種組合の設立・運営指導について（昭和58年8月27日付け58企庁第1194号）」並びに「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う運用について（昭和59年9月27日付け59企庁第1451号）」のとおりとする。

（6）第48条の規定に基づく組合員による臨時総会招集の承認について

第48条の規定に基づく組合員による臨時総会招集の承認に係る審査基準は、第47条第2項に規定する要件が形式的及び内容的に満たされているか否かにより判断する。

（7）第51条第2項に基づく組合の定款変更の認可について

第51条第2項に基づく組合の定款変更の認可に係る審査基準については、（3）を準用する。

（8）第57条の5ただし書きの規定による余裕金運用における法定外運用方法の認可について

第57条の5ただし書きの規定による余裕金運用における法定外運用方法の認可に係る審査基準は、「火災共済協同組合の監督にあたっての留意事項について（平成10年6月22日付け平成10・06・22号企庁第3号、金企第4号）」によるとともに、手続内容、業務の種類が法令に反しないもので安全かつ効率的であると認められる方法であるか否かにより判断するものとする。

（9）第66条第1項の規定に基づく組合の合併の認可について

第66条第1項の規定に基づく組合の合併の認可に係る審査基準については、（3）を準用する。

## 2. その他

（1）第9条の6の2第1項の規定による事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の認可、第9条の6の2第4項の規定による事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可、第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による事業協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の認可及び第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第4項の事業協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可については、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第27条の2第2項に規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

## 第2 不利益処分

### 1. 処分基準

（1）第9条の2の3第2項の規定による事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消しについて

第9条の2の3第2項の規定による事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消しについては、「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第106号）の施行に伴う中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の運用について（平成10年2月1日付け平成10・01・19企庁第3号）」に基づき、第9条の2第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなったと認められるか否かを判断する。

- (2) 第9条の9第4項において準用する第9条の2の3第2項の規定による事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消しについて

第9条の9第4項において準用する第9条の2の3第2項の規定による事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消しについては、(1)を準用する。

- (3) 第106条第1項の規定による組合等に対する必要な措置の命令について

第106条第1項の規定による組合等に対する必要な措置の命令については、第105条の4の規定により報告を徴し、又は第105条第2項若しくは第105条の4の規定により検査をした場合において、違反の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案し、処分を行うか否かを判断する。

- (4) 第106条第2項の規定による組合等に対する解散命令について

第106条第2項の規定による組合等に対する解散命令については、同条第1項の命令に違反した場合において、その実態、今後の再建見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断する。

以上のほか、組合等が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を停止していると認めるときは、「休眠組合の整理に係る都道府県等の事務について（平成8年11月1日付け8企庁第1452号）」による。

## 2. その他

- (1) 第9条の7の5第2項（法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第306条の規定による共済代理店の業務運営の改善に必要な措置の命令、第9条の7の5第2項（法第9条の9第5項において準用する保険業法第307条第1項の規定による共済代理店の共済契約の募集の停止の命令、第58条の8の規定による共済計理人の解任の命令、第106条の2第1項の規定による共済事業を行う組合の定款等に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更の命令、第106条の2第2項の規定による共済事業を行う組合の改善計画の変更の命令又は業務停止等の命令若しくは財産の供託その他監督上必要な措置の命令、第106条の2第4項の規定による共済事業を行う組合に対する認可の取消、第106条の2第5項の規定による共済事業を行う組合に対する業務の停止命令、役員解任の命令、共済事業の認可の取消等については、本法に基づき、別に定める「事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針」による。